

延岡市医療機関新規開業促進事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、市の地域医療体制の強化を目的として行う、新規に医療機関を開設する医師への経費の支援に関し、延岡市補助金等の交付に関する規則（昭和50年規則第2号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 医師 医師法（昭和23年法律第210号）に規定する医師をいう。
- (2) 医療法人 医療法（昭和23年法律第205号）第39条第2項に規定する医療法人（医療法第31条に規定する公的医療機関を除く。）をいう。
- (3) 医療機関 医療法（昭和23年法律第205号）第1条の5第1項に規定する病院（医業を行う場所に限る。）又は医療法第1条の5第2項に規定する診療所（医業を行う場所に限る。）をいう。

(補助金の種類)

第3条 この要綱に基づいて交付する補助金の種類は、次のとおりとする。

- (1) 新規開業奨励金
- (2) 雇用促進奨励金
- (3) 夜間急病センター深夜帯診療奨励金

(補助対象者の要件)

第4条 前条に規定する補助金の交付の対象となる医師又は医療法人の代表者（以下「補助対象者」という。）は次に掲げる要件の全てを満たすものとする。ただし、補助対象者に直接雇用される当該医療機関の医師が第2号から第4号までの要件を満たす場合は、当該補助対象者がこれらの要件を満たしたものとみなす。

- (1) 医療法第8条又は医療法施行令第4条の2第1項に規定する開設の届け出の管理者に該当する者であること。
- (2) 当該医療機関の就業規則に定める週当たりの常勤勤務時間の要件を満たすこと。
- (3) 一般社団法人延岡市医師会に加入すること。
- (4) 延岡市夜間急病センターにおける診療、休日当番医の業務への従事、市立学校の学校医への就任、健康診査その他の市が実施する事業に積極的に協力すること。

(新規開業奨励金の補助の要件)

第5条 第3条第1号に規定する補助金は、補助対象者が次の各号に掲げる要件のいずれかに該当する場合に交付するものとする。ただし、市長が補助金の交付が適当でないと認めるときは、この限りでない。

- (1) 市内に医療機関を新規に開業（既存の医療機関の増築又は改築を除く。）すること。ただし、医療法人による新規開業の場合は、補助対象者となる医師を新規に雇用した場合に限る。

(2) 市内の既存の医療機関が新たな医療機関を新築し、かつ、医師を新規に雇用すること。
(雇用促進奨励金の補助の要件)

第6条 第3条第2号に規定する補助金は、前条の規定による新規開業奨励金の補助対象者が開業する医療機関において、看護師、医療技術者、事務員その他の医療機関に勤務する者（当該医療機関の就業規則に定める週当たりの常勤勤務時間の要件を満たすものに限る。以下「看護師等」という。）を5人以上常時雇用する場合に、市内に住所を有する看護師等の人員数に応じて交付するものとする。ただし、市長が補助金の交付が適当でないと認める場合は、この限りでない。

(夜間急病センター深夜帯診療奨励金の補助の要件)

第7条 第3条第3号に規定する補助金は、第3条の規定による新規開業奨励金の補助対象者が延岡市夜間急病センターの深夜帯の時間帯（午後11時から翌日の午前7時までの時間帯をいう。第8条第3項第4号において同じ。）の診療に2週間に1回以上、通年勤務する場合に交付するものとする。ただし、市長が交付が適当でないと認める場合は、この限りでない。

(協力)

第8条 第3条に規定する補助金の交付を受けた者は、延岡市夜間急病センターにおける診療のほか、休日当番医への従事、市立学校の学校医への就任、市が実施する健康診査の実施等に協力するものとする。

(補助金の交付)

第9条 第3条に規定する補助金は、次の各号に掲げる補助金の区分に応じ、当該各号に定める方法により交付する。

- (1) 新規開業奨励金 新規開業時に1回限り交付する。
- (2) 雇用促進奨励金 新規開業時から2年間、年に1回交付する。
- (3) 夜間急病センター深夜帯診療奨励金 新規開業時に1回限り交付する。

(交付申請の期限及び添付書類)

第10条 補助金の交付の申請は、医療機関の新規開業日から起算して1年が経過する日までにしなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、雇用促進奨励金に係る新規開業後2年目の交付の申請は、医療機関の新規開業日から起算して、1年が経過した日から2年が経過する日までの間にしなければならない。

3 規則第3条第1項に規定する補助金等交付申請書に添付すべき書類は、次のとおりとする。

- (1) 補助金の交付を受けようとする医師の住民票
- (2) 医療法第8条に規定する知事への届出書の写し
- (3) 市税（国民健康保険税を含む。）の完納証明書
- (4) 延岡市暴力団排除条例（平成23年条例第22号）第2条第1号から第3号までに規定する暴力団、暴力団員又は暴力団関係者でないことの誓約書（別記様式）

(5) 雇用促進奨励金の交付の申請においては、看護師等の名簿、住民票の写し及び雇用保険被保険者証の写し。新規開業後2年目の交付申請においても同様とする。

(6) 夜間急病センター深夜帯診療奨励金の交付の申請においては、一般社団法人延岡市医師会が作成する延岡市夜間急病センターにおける深夜帯の時間帯の勤務予定表の写し

(申請の取下げ)

第11条 規則第7条第1項に規定する市長の定める期日は、補助金等交付決定通知書を受領した日から起算して14日を経過した日とする。

(補助金の額)

第12条 補助金の額は、次の各号に掲げる補助金の種類に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

(1) 新規開業奨励金 500万円（小児科を標榜し、小児及び乳幼児の診療を行う場合は、1000万円）

(2) 雇用促進奨励金 常時雇用する看護師等（市内に住所を有する者に限る。）1人につき年額20万円

(3) 夜間急病センター深夜帯診療奨励金 200万円

(補助金の額の確定の省略)

第13条 市長は、交付すべき補助金の額の確定を省略できるものとする。

(補助金の返還)

第14条 市長は、第3条に規定する補助金の交付を受けた者が新規開業後3年以内に次の各号に掲げる事由のうちいずれかに該当することとなったときには、それぞれ当該各号に掲げる補助金のうち既に交付した補助金の全部又は一部の返還を求めることができる。この場合において、返還を求める額は、補助金の種類ごとに交付した補助金の額を36で除して得た額に、補助金の交付要件を満たさない月数を乗じて得た額とする。

(1) 当該医療機関における診療を止めたとき 新規開業奨励金、雇用促進奨励金及び夜間急病センター深夜帯診療奨励金

(2) 雇用促進奨励金の交付を受けた者が自己の都合により当該奨励金の対象となった看護師等の雇用契約を解除したとき 雇用促進奨励金

(3) 夜間急病センター深夜帯診療奨励金の交付を受けた者が延岡市夜間急病センターにおける深夜帯の診療を止めたとき 夜間急病センター深夜帯診療奨励金

(4) 小児科を標ぼうし、小児及び乳幼児の診療を行う場合の補助金の交付を受けた者が小児及び乳幼児の診療を行わず他の診療のみを行うようになったとき 新規開業奨励金

(補則)

第15条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附則

この要綱は、公布の日から施行し、開業後1年以内の医療機関の医師が行う補助金の交付申請から適用する。

附則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、令和6年8月30日から施行し、令和6年4月1日から適用する。

誓 約 書

延岡市長 様

年 月 日

住所 _____

氏名 _____ ⑩

当方は、延岡市医療機関新規開業促進事業補助金の申請にあたり、下記のとおり申告し、及び誓約します。

この申告が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

また、延岡市が当方の個人情報を宮崎県警察本部に提供し、照会すること及び当該照会に関する回答として、関係する個人情報の提供を受けることについて同意します。

記

- 1 私は、暴力団関係者（延岡市暴力団排除条例（平成 23 年条例第 22 号。以下「条例」という。）第 2 条第 3 号に規定する暴力団関係者をいう。以下同じ。）ではありません。また、将来においても同様です。
- 2 私は、暴力団（条例第 2 条第 1 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団関係者に実質的に関与していません。また、将来においても同様です。
- 3 私は、自己若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員（条例第 2 条第 2 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）を利用していません。また、将来においても同様です。
- 4 私は、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど、暴力団の維持、運営に協力し、又は関与していません。また、将来においても同様です。
- 5 私は、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していません。また、将来においても同様です。